

平成 2 3 年

赤平市議会第2回臨時会会議録（第1日）

5月17日（火曜日）午前10時05分 開会
午後 0時04分 閉会

○議事日程（第1号）

- | | | | |
|-------|---|-------------------------------|---|
| 日程第 1 | 仮議席の指定 | を求めることについて（平成23年度赤平市一般会計補正予算） | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | 日程第18 | 議案第 3号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 日程第19 | 議案第 4号 赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 選挙第 1号 議長の選挙について | 日程第20 | 議案第 5号 平成23年度赤平市一般会計補正予算 |
| 日程第 5 | 選挙第 2号 副議長の選挙について | 日程第21 | 議案第 6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 議席の指定 | 日程第22 | 議案第 7号 農業委員の推薦について |
| 日程第 7 | 会期決定の件 | 日程第23 | 議案第 8号 赤平市議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 8 | 選任第 1号 常任委員の選任について | 日程第24 | 議案第 9号 議員の派遣について |
| 日程第 9 | 選任第 2号 議会運営委員の選任について | 日程第25 | 報告第 1号 専決処分の報告について |
| 日程第10 | 調査第 1号 市立病院経営健全化について | 日程第26 | 報告第 2号 専決処分の報告について |
| 日程第11 | 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について | 日程第27 | 報告第 3号 専決処分の報告について |
| 日程第12 | 選挙第 4号 空知教育センター組合議会議員の選挙について | 日程第28 | 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について |
| 日程第13 | 選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について | 追加日程第1 | 調査第 2号 総務文教行政について |
| 日程第14 | 選挙第 6号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について | 追加日程第2 | 調査第 3号 社会経済行政について |
| 日程第15 | 選挙第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について | 追加日程第3 | 調査第 4号 議会運営及び |
| 日程第16 | 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度赤平市一般会計補正予算） | | |
| 日程第17 | 議案第 2号 専決処分の承認 | | |

議長の諮問について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選挙第 1号 議長の選挙について
- 日程第 5 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 会期決定の件
- 日程第 8 選任第 1号 常任委員の選任について
- 日程第 9 選任第 2号 議会運営委員の選任について
- 日程第 10 調査第 1号 市立病院経営健全化について
- 日程第 11 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第 12 選挙第 4号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第 13 選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第 14 選挙第 6号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 15 選挙第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 16 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 17 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 18 議案第 3号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第 19 議案第 4号 赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 5号 平成23年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 21 議案第 6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 7号 農業委員の推薦について
- 日程第 23 議案第 8号 赤平市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 24 議案第 9号 議員の派遣について
- 日程第 25 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 26 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 27 報告第 3号 専決処分の報告について
- 日程第 28 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 追加日程第 1 調査第 2号 総務文教行政について
- 追加日程第 2 調査第 3号 社会経済行政について
- 追加日程第 3 調査第 4号 議会運営及び議長の諮問について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君
- 2番 植 村 真 美 君
- 3番 太 田 常 美 君
- 4番 大 道 晃 利 君
- 5番 菊 島 好 孝 君
- 6番 北 市 勲 君
- 7番 獅 畑 輝 明 君
- 8番 竹 村 恵 一 君
- 9番 向 井 義 擴 君

10番 若山武信君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員 選挙管理委員会 委員長	小椋克己君 壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
副市長	浅水忠男君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	吉村春義君
市民生活課長	栗山滋之君
社会福祉課長	伊藤嘉悦君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	保田隆二君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君
教育 委員会 教育課長	相原弘幸君
監査事務局長	下村信磁君
選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
農業委員会 事務局長	菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	渡邊敏一君

(午前10時05分 開 会)

○臨時議長（北市勲君） これより、平成23年赤平市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長（北市勲君） 初議会に当たりまして、市長よりごあいさつがあります。市長。

○市長（高尾弘明君） [登壇] 平成23年赤平市議会第2回臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

このたびの統一地方選挙につきましては、本市においては市長並びに市議会議員ともに無投票の結果となったわけですが、私にとりましては赤平市長として3期目、議員各位におかれましても4名の新たな議員を含め初の臨時会を迎えることとなりました。私自身この無投票という結果につきましては、すべての市民が赤平市の現状に満足しているものと受けとめておりませんし、重大な任務を託されたことに対しより一層責任の重さを実感しているところでございます。これまでの財政課題克服に向けた力を次は赤平の活力に、そしてみんなが希望を持てるまちにしてほしい、そんな市民の思いをしっかりと心に刻み、財政再建からまちづくりへ挑戦する新たな決意を持って向こう4年間の市政執行に全精力を傾注してまいりたいと思っております。

3月に東日本を襲った大震災は、未曾有の事態に直面し、いまだ多くの方々が行方不明となっておりますが、避難生活をされている方々を含め、人と人とのきずなをもって懸命に頑張っておられます。一日も早い地域の復旧、復興をお祈り申し上げますとともに、今後も引き続きできる限りの支援を継続していくと同時に、本市といたしましても災害に対する地域の備えに万全を期すよう改めて検討を進めてまいらなければなりません。

さて、近年における社会情勢は、少子高齢化が進み、地域住民のニーズの多様化や高度化などによりまして公的役割や分野が広がる傾向が強くなり、さらに地方分権、地域主権といった形の中で地方が果たす

役割や責任も拡大されつつあります。また、一方では人口減少や景気低迷等の影響によって地方財政の悪化を招くなど、地方を取り巻く環境はより厳しさを増しております。私は、市長に就任以来一貫してまちづくりの主人公は市民であると申し上げ続けてまいりましたが、地方の真価が問われる時代にあつてこそまさにこうした基本姿勢を貫くことが大切な時代を迎えております。これまで以上に市民との対話や情報公開、共有をすることによって相互理解を深めつつ、産業振興、少子化対策、住環境整備を重点に第5次赤平市総合計画活き生きプラン21を着実に推進するため、市民の皆様とともにスクラムを組んで果敢にチャレンジし、まちの将来像であるあふれる笑顔輝く未来を創造するまちの実現を目指してまいります。

また、本市における喫緊の課題は、産業と医療でございます。世界的な金融危機によっていまだ景気回復の兆しが見えず、雇用を初めとする課題が山積しておりますが、異業種間の連携を強化し、地場産業の技術が生かされるような発展的取り組みを展開してまいりたいと思っております。さらに、医療に関しましては、救急医療を初め地域医療の重要な役割を担い続けている市立病院を再生しなければなりません。経営健全化計画に基づく新たな診療体制の中で成果を上げることが地域医療の安定化につながってまいります。医師確保対策を中心とした諸課題解決に全力を尽くし、市民が安心して医療を受けることができる病院づくりに努めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、未来ある子供たちのために、そしてみんなが元気で笑顔あふれるまちとなるために一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、初議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（北市勲君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、お手元に配付の仮議席表のとおり指定いたします。

○臨時議長（北市勲君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、臨時議長において、2番植村議員、10番若山議員を指名いたします。

○臨時議長（北市勲君） 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（大橋一君） 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は9件であります。

議会が行う選挙は7件、また議会が行う選任は2件であります。

議員から送付を受けた事件は4件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○臨時議長（北市勲君） 日程第4 選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。臨時議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に獅畑議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました獅畑議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました獅畑議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました獅畑議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました獅畑議員からごあいさつがあります。獅畑議員、ご登壇の上、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君）〔登壇〕議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙によりまして議長の大任に就任させていただくことになりました。身に余る光栄であり、心から感謝申し上げますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。議長として公正かつ円滑な議会運営に全力を傾注し、取り組んでまいります。

さて、赤平市は、数年前に危惧されておりました財政破綻を回避したことから多くの教訓を得ることができ、それ以来市民のご協力のもと堅実に財政改革を推し進めており、財政健全化の道を一步一步着実に歩み始めております。子供たちの未来に若干の希望の光が見えてきているような気がしております。しかし、当面の課題も山積しており、議会と執行機関との真摯な議論により有効な政策をさらに推進していかねばなりません。ことしの赤平市議会議員選挙は、初の無投票でありました。4名の新しい議員を迎え、新体制のもとスタートするわけですが、より一層の創意工夫と努力を積み重ね

るとともに、市民の皆様がこの住みなれた地域の中で安全に安心して生活できるまちづくりを実現するために議会の権能や行政のチェック機能を遺憾なく発揮していくことが私たち議員の使命であると考えております。分権時代にふさわしい議会となるよう議会の本来の役割やあり方を考慮しつつ、開かれた議会、わかりやすい議会、そして市民に信頼される議会を目指していくために議会報告会の開催や一問一答方式による一般質問の導入など、新たな取り組みを進めてまいります。

今後とも赤平市発展と住民福祉の向上のために誠心誠意努力をしてまいりますので、何とぞ先輩、同僚議員の皆様、そして参与席の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（北市勲君） 以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。

獅畑議長、議長席にお着きください。

（議長交代）

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に五十嵐議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました五十嵐議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました五十嵐議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました五十嵐議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました五十嵐議員からごあいさつがあります。五十嵐議員、登壇の上、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいま議員の皆様より副議長のご推挙をいただき、身に余る光栄と心より感謝申し上げます。ありがとうございました。もとより浅学非才の身ではありますが、副議長という大任を仰せつかりましたので、獅畑議長のもと補佐役として微力ながら取り組んでまいりたいと決意も新たにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の議会に向けられております期待は、議会が市民の皆様により身近に、そして慣例、慣習にとらわれない議会の見える化ではないかと思っておりますので、4人の新人議員の皆様のご意見も大事になってくるものと感じております。今後ますます開かれた赤平市議会を目指し、副議長として議長を先頭に住民福祉の向上と赤平市発展のため市民の皆様への負託にこたえられますように勉強し、努力してまいりますので、議員の皆様、参与席の皆様、どうぞ指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

なお、ただいま指定した議席の適用については、次期の議会からといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 選任第1号常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、菊島議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上6名を総務文教常任委員に、植村議員、獅畑議員、北市議員、若山議員、向井議員、大道議員、以上の6名を社会経済常任委員にそれぞれ指名いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 選任第2号議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、菊島議員、北市議員、竹村議員、若山議員、向井議員、以上5名を指名いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第10 調査第1号市立病院経営健全化についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。北市議

員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略の声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第1号については、9人の委員をもって構成する市立病院調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の調査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、調査第1号については、9人の委員をもって構成する市立病院調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました市立病院調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、菊島議員、北市議員、竹村議員、若山議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、大道議員、以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 選挙第3号中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に植村議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました植村議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植村議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました植村議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 選挙第4号 中空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、空知教育センター組合議会議員の選挙については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

空知教育センター組合議会議員に太田議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名い

たしました太田議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました太田議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま空知教育センター組合議会議員に当選されました太田議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、石狩川流域下水道組合議会議員の選挙については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。石狩川流域下水道組合議会議員に獅畑議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました獅畑議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました獅畑議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました獅畑議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 選挙第6号 中空

知衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、中空知衛生施設組合議会議員の選挙につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

中空知衛生施設組合議会議員に獅畑議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました獅畑議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました獅畑議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま中空知衛生施設組合議会議員に当選されました獅畑議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第15 選挙第7号中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙につきましては、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することに

いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に獅畑議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました獅畑議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました獅畑議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました獅畑議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第16 議案第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第17 議案第2号専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成22年度赤平市一般会計補正予算(第10号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年3月31日付で専決するものであります。

記といたしまして、平成22年度赤平市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2億8,303万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,550万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款9 地方交付税として2億8,251万8,000円の増額であります。本年3月18日に特別交付税の交付額が決定し、対前年度比4,393万3,000円、5%の増となったところであります。

款16寄附金、項1 寄附金、目3 ふるさとガンバレ応援寄附金として2万円の増額であります。本年3月末に地域医療の充実を図るため1件の寄附金を受け入れたことによるものであります。

同じく目4 社会事業寄附金として50万円の増額につきましても、本年3月末に社会福祉事業の振興を図るため1件の寄附金を受けたことによるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財政管理費として2億8,251万8,000円の増額であります。特別交付税の補正額を全額財政調整基金に積み立てるものであります。このことによりまして平成22年度末の財政調整基金の残高は11億6,171万1,000円となります。

同じく目9 企画費として2万円の増額であります。歳入でご説明申し上げたふるさとガンバレ応援寄附金をあかびらガンバレ応援基金に積み立てるものであります。

8ページをお願いいたします。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費として50万円の増額であります。歳入で受け入れた社会福祉事業寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。

続きまして、議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙

のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成23年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成23年4月19日付で専決するものであります。

本件に関する提案の趣旨でございますが、本年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による被災地支援に要する経費につきましては、本年3月の定例会において見舞金を初め避難者受け入れのための公営住宅整備費用や救助部隊として本市から消防職員を派遣するための予算について可決いただいたところであります。4月以降も総務省から全国市長会等を通じて被災地市町村に対する人的支援として市町村職員派遣の依頼を受けたため、正式要請に迅速に対応するよう6月定例会までの間に想定される予算につきまして専決処分を行ったものであります。

記といたしまして、平成23年度赤平市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,402万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款17繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金として346万4,000円の増額であります。今回の災害に関する費用の一部につきましては、国からの財源措置が見込まれるものであります。現段階としては詳細が示されていないため、歳出に対する財源として財政調整基金を繰り入れるものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2 総務費、項1 総務管理費、目16災害支援費とし

て346万4,000円の増額であります。内訳といたしましては被災地派遣が想定される職員として消防職員が延べ10名、保健師が4名、一般行政職員1名、さらに救助工作車1台分に係る経費で、職員手当、被災地を往復する旅費、生活必需品や車両維持に要する需用費、寝袋等の洗濯料、さらに救急医療等の備品購入費を計上しております。なお、現時点におきましては、4月21日から27日にかけて本市といたしましては2回目となる消防職員5名の派遣を終えておりますが、その他の職員につきましては正式要請に備え待機している状況であります。

以上、議案第1号及び議案第2号につきましてご報告申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。若山議員。

○10番（若山武信君） 災害支援の関連についてお尋ねいたします。

災害支援そのものについては問題はありませんけれども、現地に行ってお苦勞された方、これからご苦勞される方もあろうかと思っておりますけれども、ただ3月の定例会でありました同じ被災者への支援という形の中で、地元で2家族14名の方が見えられたということで、その対応をされているようでございますけれども、今避難ということでそれぞれの地域にいろいろと被災者が行っているわけですけれども、今後こちらのほうにまた来るといった情報があるのかどうか、それと受け入れ態勢。それで、14名の方々が今どういう状況にあるのかということも含めて関連としての質問をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 今ご質問のありました被災者の公営住宅の受け入れでございますけれども、さきの議会でも報告してございますとおり郡山市から来られた世帯、7人、この方につきましては新光団地に3人とご親類のうちに4人行かれました、南相馬市から来られた世帯、7人につきましては全員

若草団地に入居されてございます。お子様たちも各小学校、中学校にそれぞれ受け入れて通学しているところでございます、そのうち今現在新光団地に入居されていた方3人及びご親類に行かれていましたお二人についてはお帰りになったというところでございます。今後におきましても被災者よりご要望がございましたらできる限りの支援をさせていただきたいと考えております。よろしくご理解賜りたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりま議案第1号、第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号、第2号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第18 議案第3号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、
日程第19 議案第4号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第3号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

特別職であります市長、副市長の月額給料につきましては、平成23年4月30日まで市長は本則との比較におきまして37.7%の減額、副市長は28.3%の減額を行ってまいりましたが、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間、同様の減額をするため改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第2項は、給料の特例の規定でございますが、特別職の給料月額につきましては、さきにご説明させていただきましましたとおり、平成23年4月30日まで支給額を減額いたしておりましたが、平成23年6月1日から平成24年3月31日の間につきましても同様に給料月額を減額することから字句を改めるものでございます。

改正附則の第1項といたしまして、この条例は、平成23年6月1日から施行するものでございます。

改正附則の第2項は、平成23年6月の期末手当の額の特例を規定したもので、改正後の規定により算定される期末手当の額から第2条に定める給料月額から改正後の給料月額を減じた額に相当する額を減じた額とするものでございます。

次に、議案第4号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。教育長の月額給料につきましても平成23年4月30日まで本則との比較におきまして21.5%の減額をしておりましたが、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの間、改正前と同様の減額をするため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

附則第3項は、給料の特例の規定でございますが、教育長の給料月額につきましても特別職と同様平成23年4月30日まで支給額を減額いたしておりましたが、平成23年6月1日から平成24年3月31日の間、同様に給料月額を減額することから字句を改めるものでございます。

改正附則の第1項といたしまして、この条例は、平成23年6月1日から施行するものでございます。

改正附則の第2項は、平成23年6月の期末手当の額の特例を規定したもので、改正後の規定により算定される期末手当の額から第2条第1項に定める給料月額から改正後の給料月額を減じた額に相当する額を減じた額とするものでございます。

以上、議案第3号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正及び議案第4号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号、第4号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号、第4号について一括採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第20 議案第5号平成23年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第5号平成23年度赤平市一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、昨年に続き世界的彫刻家であります流政之先生の彫刻作品をこのたびは市民から寄贈していただくこととなり、エルム高原施設内に作品を設置する費用並びに除幕式等に要する費用を補正するものであります。

それでは、予算案件につきましてご説明申し上げます。平成23年度赤平市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,659万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として257万円の増額であります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款7商工費、項1商工費、目3エルム高原施設費、節19負担金補助及び交付金として257万円の増額であります。彫刻作品「旅法師」の設置並びに除幕式等に要する経費を流政之氏彫刻作品除幕式実行委員会に交付するものであります。

以上、議案第5号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号について採決をいたします。
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第21 議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、若山議員の退席を求めます。

(若山議員退席)

○議長(獅畑輝明君) 本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 議案第6号監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市監査委員に議会議員のうちから若山武信氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

若山武信氏は、昭和18年4月20日生まれでございます。住所は赤平市宮下町1丁目34番地でございます。氏は、平成11年初当選以来、議会運営委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、総合計画基本構想審査特別委員会委員長等の要職や監査委員、さらには副議長の職を歴任され、その識見の高さは監査委員として適任と考えますので、選任につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

（若山議員入場）

○議長（獅畑輝明君） 日程第22 議案第7号農業委員の推薦についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、向井議員の退席を求めます。

（向井議員退席）

○議長（獅畑輝明君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

○6番（北市勲君）〔登壇〕 議案第7号農業委員の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年第2回赤平市議会定例会において、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、推薦をし、選出されておりました谷田部芳征農業委員から辞任届が提出されており、市長からその後任委員の推薦依頼がございましたので、お手元に配付の議案に記載のとおり、向井義擴氏を後任委員として推薦しようとするものであります。

以上が本案の提案の趣旨でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり推薦されました。

(向井議員入場)

○議長(獅畑輝明君) 日程第23 議案第8号赤平市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

○6番(北市勲君) [登壇] 議案第8号赤平市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号赤平市議会会議規則の一部を改正する規則を赤平市議会会議規則第14条の規定により、所定の賛成者の署名を付してご提案を申し上げます。

質問における回数制限を撤廃し、時間制限による一問一答を導入するため、赤平市議会会議規則の一部を改正するものであります。詳細につきましては、別紙対照表のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第24 議案第9号議員の派遣についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略の声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第25 報告第1号専決処分の報告について、日程第26 報告第2号専決処分の報告について、日程第27 報告第3号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第1号から第3号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。最初に、報告第1号でございますが、件数は1件で、市営住宅家賃を45万6,600円滞納しておりましたことから、主たる債務者及び連帯保証人2人を相手方といたしまして平成22年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後連帯保証人からは督促異議がなく、仮執行宣言をしたものの、主たる債務者が毎月5,000円の分割納付を趣旨といたしました督促異議を申し立てましたことから、訴訟に移行し、平成22年12月22日に訴えの提起といたしまして専決処分をしたものでございます。なお、裁判上の和解につなげるため、平成23年2月18日に口頭弁論に出頭し、当市より毎月4万円の分割納付を趣旨とした和解案を提示したところでございますが、主たる債務者が出頭せず、3月4日、主たる債務者が45万6,600円を支払う判決が下されたところでございます。

次に、報告第2号でございますが、件数は3件で、1件目は市営住宅家賃を32万円滞納しておりましたことから、主たる債務者及び連帯保証人2人を相手方として平成22年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後連帯保証人からは督促異議がなく、仮執行の宣言をし

たものの、主たる債務者が分割納付を趣旨といたしました督促異議を申し立てましたことから、訴訟に移行したものでございますが、口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成23年2月25日、民事訴訟法第275条の2に基づき滝川簡易裁判所より平成23年2月、5月、8月、11月の末日に限り7万5,000円ずつ、平成24年2月につきましては末日に限り2万4,980円を指定した口座に送金または持参する方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたものでございまして、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるものでございます。

2件目につきましては、市営住宅家賃を20万9,000円滞納しておりましたことから、主たる債務者及び連帯保証人2人を相手方として平成22年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後連帯保証人からは督促異議がなく、仮執行宣言をしたものの、主たる債務者が毎月9,000円の分割納付を趣旨といたしました督促異議を申し立てましたことから、訴訟に移行し、平成23年2月25日口頭弁論に出頭したところ、平成23年4月から毎月末日に限り9,000円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

3件目につきましては、市営住宅家賃を35万2,800円滞納しておりましたことから、主たる債務者及び連帯保証人2人を相手方として平成22年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後連帯保証人からは督促異議がなく、仮執行宣言をしたものの、主たる債務者が毎月1万4,000円の分割納付を趣旨とした督促異議を申し立てましたことから、訴訟に移行し、平成23年2月25日口頭弁論に出頭したところ、平成23年4月から毎月末日に限り1万5,000円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上3件を平成23年2月25日に裁判上の和解といたしまして専決処分をしたものでご

ございます。

最後に、報告第3号でございますが、件数は1件で、市営住宅家賃を25万3,200円滞納しておりましたことから、平成23年2月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が毎月1万円の分割納付を趣旨とした督促異議を申し立てたことから、訴訟に移行し、平成23年3月25日口頭弁論に出頭したところ、平成23年4月から毎月末日に限り2万1,000円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成23年3月25日に裁判上の和解といたしまして専決処分をしたものでございます。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○6番（北市勲君） ただいま報告1号から3号までであったわけですが、特に1号について若干わからないところがあるので、教えていただきたいのですが、この1号は和解でなくて判決と、こういう処分になったわけですが、判決後のいわゆるお金を納める期限とかそういう具体的なことはどんなふうになっているのか、もしわかればお教えいただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 判決後の進め方についてご説明をさせていただきます。

通常であれば裁判、口頭弁論の中で和解を求めるわけですが、相手方が和解に応じなかったということで判決ということになりました。判決の金額につきましては、支払い督促の申し立てた金額、市の申し立て金額が判決となったわけでございますが、判決が出たということで、相手方が支払いをしなければ判決調書をもとにそれを債務名義にして強制執行による徴収に関して地方裁判所に申し立てをすることになります。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第1号、第2号、第3号については、報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後0時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

ただいま北市議員外4人から調査第2号、調査第3号、調査第4号の3件の案件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、調査第2号、第3号、第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 追加日程第1 調査第2号 総務文教行政について、追加日程第2 調査第3号 社会経済行政についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第2号については総務文教常任委員会へ、調査第3号については社会経済常

任委員会へそれぞれ付託の上、閉会中の審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、調査第2号については総務文教常任委員会、調査第3号については社会経済常任委員会へ付託の上、閉会中の審査とすることに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 追加日程第3 調査第4号 議会運営及び議長の諮問についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。北市議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。調査第4号については、議会運営委員会へ付託の上、閉会中の審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、調査第4号については議会運営委員会へ付託の上、閉会中の審査とすることに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第28 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり各常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、各常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決しました。

○議長(獅畑輝明君) この際、ご報告いたします。各常任委員会及び議会運営委員会、特別委員会において正副委員長がそれぞれ互選されましたので、お知らせいたします。

総務文教常任委員長に太田議員、副委員長に菊島議員、社会経済常任委員長に植村議員、副委員長に大道議員、議会運営委員長に北市議員、副委員長に向井議員、市立病院調査特別委員長に北市議員、副委員長に向井議員、以上のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

○議長(獅畑輝明君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成23年赤平市議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午後 0時04分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

臨時議長

議長

署名議員（ 番）

署名議員（ 番）